

平成 23 年度 京丹後市 市有地売払一般競争入札実施要領

目 次

1. 市有地売払の流れ	1
2. 売払物件	2
3. 入札参加資格等	3
4. 用途指定条件	3
5. 入札参加申込方法等	3~4
6. 入札保証金	4~5
7. 入札方法等	5~6
8. 入札の無効	6
9. 落札者の決定	7
10. 契約の締結等	7
11. 売買代金の支払方法	7
12. 所有権の移転、物件の引渡し等	7
13. 買戻し特約、瑕疵担保責任	7~8
14. その他の留意事項	8
◆入札様式◆	
「市有地売払一般競争入札参加申込書」(様式 1)	9
「市有地売払一般競争入札参加申込書」(記載例)	10
「誓約書」(様式 2)	11
「誓約書」(記載例)	12
「市有地売払一般競争入札保証金返還請求書」(様式 3)	13
「市有地売払一般競争入札保証金返還請求書」(記載例)	14
「入札書」(様式 4)	15
「入札書」(記載例)	16
「委任状」(様式 5)	17
「委任状」(記載例)	18
「市有財産売買契約書」1~3	19~24

入札の参加申込みから土地引渡しまでの手続きの流れ

1 入札参加申込

- ・受付期間 平成24年1月25日(水)~2月20日(月)
- ・受付場所 「京丹後市役所峰山庁舎財務部管財・収納課」で午前9時から午後5時まで受付(ただし、正午から午後1時までを除きます)
郵送による場合は、当日午後4時まで必着分まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません

2 入札

- ・落札者決定方法 売却予定価格以上で最も高い価格をつけた方を落札者に決定
- ・入札日時等 平成24年2月24日(金)午後1時30分から
場所 京丹後市役所峰山庁舎 2階 201・202 会議室

3 売買契約と代金の納付

- ・売買契約の締結は、落札後おおむね7日以内を予定しています。
- ・売買代金の支払い
〔一括納付の場合〕
売買契約締結と同時に売買代金の全額をお支払いいただきます。この場合は契約保証金の納付は不要です。
〔契約保証金納付の場合〕
売買契約締結と同時に契約保証金として、売買代金の1割以上の金額を納付し、残金は、契約締結後20日以内にお支払いいただきます。

4 土地の引渡し

- ・売買物件の所有権は、売買代金の支払い確認後に買受け人に移転し、所有権の移転と同時に、現状有姿のまま土地の引渡しをします。
- ・所有権移転登記は市で行い、所有権移転登記完了後、登記完了証をお渡しします。なお、所有権移転登記と同時に買戻しの特約登記を行います。

平成 23 年度京丹後市市有地売払一般競争入札実施要領

1. 売払物件

(1) 物件明細及び最低売却予定価格

物件	所在地	種 目 (現況地目)	面 積	予 定 価 格 (最低売払価格)	★参考★ (坪単価)
1	峰山町丹波 小字イナキバ562-2	宅地 (宅地)	157.01 m ²	2,280,000 円	約 48,000 円
2	大宮町口大野 小字卫ノボ 2450 他 1 筆	原野 (原野)	704.68 m ²	197,000 円	約 930 円
3	久美浜町 小字弁才天 1767-7	宅地 (宅地)	320.47 m ²	5,030,000 円	約 52,000 円
4	久美浜町 小字弁才天 1767-9	宅地 (宅地)	287.05 m ²	4,830,000 円	約 56,000 円

※入札予定物件については、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。
 ※予定価格（最低売払価格）とは、この額以上であれば入札に参加できる最低金額です。
 ※上記物件には、いつまでに住宅を建てなければならないなどの建築条件はありませんが、土地の用途指定条件があります。

2. 入札参加資格等

(1) 入札参加資格

個人、法人を問いません。ただし、次に掲げる方については、入札に参加することができません。

【入札に参加できない方】

- ① 入札日において20歳未満の方
- ② 市内に住所を有しない個人及び法人（ただし、市内に住所を有しないが、売払物件を落札した場合に当該売払物件に自ら居住し、又は利用する予定の個人及び法人を除く。）
- ③ 市へ納付すべき税、使用料、分担金等の滞納がある方
- ④ 売払物件を市が規定する用途指定条件に反して利用しようとする方
- ⑤ 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- ⑥ 次のいずれかに該当する方で、その事実があった後2年を経過しない方
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は契約者が本市との契約を履行することを妨げた方
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった方
 - カ 前各号のいずれかに該当する方で、その事実があった後2年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した方

- ⑦ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市職員
- ⑧ 売払物件が農地の場合においては、京丹後市農業委員会における農地法（昭和23年法律第229号）第3条の規定による許可又は農地法第5条の規定による許可が得られる見込みのない方
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する方その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの方から委託を受けた方
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか市長が必要な資格を定め、公示したものに該当する方

(2) 入札参加にあたっての制限

- ① 共有名義による入札参加も可能ですが、この場合、共有者も入札参加資格を満たす必要があります。
- ② 落札者は、土地売買契約者であり土地登記名義人となります。落札の権利は、たとえ一部でも譲渡することはできません。

3. 売払地の用途指定条件

(1) 売払物件の用途には、次の用途指定の条件を付すこととしています。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途に使用しないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する方、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しないこと。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。
- ④ その他売払物件の用途として適当でないと市長が特に指定する用途に使用しないこと。

(2) 売払物件の売買契約又は売払物件の所有権を第三者に移転する場合は、前項の条件を継承し上記の特約を継承させるものとします。

4. 入札参加申込方法等

(1) 申込方法、受付期間、受付場所

① 入札参加申込方法

別添様式の「市有地売払一般競争入札参加申込書（様式1）」に必要事項を記入し、下記必要書類を添えて、市役所財務部管財・収納課にご持参いただくか、書留郵便にてお申込ください。

【申し込みに必要な書類】

◆「市有地売払一般競争入札参加申込書」(様式1)

〔本要領の9ページに様式として掲載のもの〕

◆「誓約書」(様式2)

〔本要領の11ページに様式として掲載のもの〕

◆添付書類(発行後3ヶ月以内のもの)

○個人の場合 「住民票」1通

(外国人の方は、外国人登録原票記載事項証明書)

「納税証明書」1通(直近1年)

○法人の場合 「資格証明書」1通

(※) 資格証明書：法人の登記事項を証明する書類

法人登記簿抄本、代表者事項証明書等)

「納税証明書」1通(直近1年)

(注1) 共有名義で入札参加する場合は、共有者全員の住民票が必要です。

② 受付期間

期間:平成24年1月25日(水)から2月20日(月)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます)

時間：午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までの間を除きます)

郵便書留による申込みの場合は平成24年2月20日(月)

午後4時までに到着したものを有効とします。

③ 受付場所 〒629-8567

(又は送付先) 京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市役所 財務部管財・収納課(峰山庁舎1階)

(2) 参考資料(平成23年度京丹後市市有地売払一般競争入札実施要領・物件調書)の閲覧・配布方法

① 閲覧・配布期間

期間:平成24年1月25日(水)から2月20日(月)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます)

時間：午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までの間を除きます)

② 参考資料の閲覧・配布場所

京丹後市役所各市民局窓口及び財務部管財・収納課(峰山庁舎1階)

※なお、入札申込書及び参考資料については京丹後市ホームページよりダウンロード可能です。

(3) 入札保証金

① 入札に参加しようとする方は、入札金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として、入札の期日までに納入ください。ただし、契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるときは、入札保証金の納付を免除します。(免除の場合は別途通知します)

② 入札保証金は、市が指定する金融機関に納付ください。

「京丹後市指定金融機関」 京都銀行
「京丹後市収納代理金融機関」 京都北都信用金庫
京都農業協同組合
但馬信用金庫
京都府信用漁業協同組合連合会

③ 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後速やかにお返しますが、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとします。（入札保証金には利息を付しません）

④ 入札保証金を免除の方で、契約を締結されない場合は、入札保証金に相当する違約金を申し受けます。

⑤ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき又は落札後に京丹後市市有財産売払一般競争入札実施要綱第 2 条に該当する方であることが判明し、その入札が無効となった場合は、入札保証金は違約金として市へ帰属し、お返しすることができませんのでご注意ください。

(4) 入札参加許可証、入札保証金納付書等の送付

申込書受領後、書類審査の上「市有地一般競争入札参加許可証」（様式 1 の市有地売払一般競争入札参加申込書に受付印を押印したもの）とともに、入札保証金の納付が必要な場合は「入札参加保証金納付書」並びに「入札保証金返還請求書」（様式 3）を送付します。なお、入札保証金を免除する場合は、その旨を通知します。

5. 入札方法等

(1) 入札の方法

「入札書」（様式 4）に住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名）及び入札金額を記載の上押印した入札書を入札箱に投函してください。

※入札当日、代理人が参加する場合は「委任状」（様式 5）を提出し、代理人の印鑑で入札に臨んでください。

※入札参加者が 1 名の場合であっても入札は有効とします。

※入札保証金の免除の方は、あらかじめ参加希望をされた物件以外の物件への応札も可能とします。

(2) 入札の日時及び場所

○日時 平成 24 年 2 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から
○場所 京丹後市峰山庁舎 2 階 201・202 会議室

※入札会のスケジュール等詳細については、参加予定者に別途ご連絡いたします。

※入札開始時刻までに入札会場に到着していない場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

※入札の物件等の都合により数物件をまとめて入札を行いますので、その間、入札中の会場への出入はできませんのでご注意ください。

※入札会場への入室につきましては、席の都合により原則（体が不自由等の場合を除き）2名までとさせていただきます。なお、報道機関関係者の場合は会場への出入りを認めます。

○ 入札当日に持参していただくもの

(1) 市有地一般競争入札参加証

(2) 印鑑（実印又は認印）

なお、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。

(3) 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

(4) 委任状（代理人の方が参加される場合のみ）

本書に添付のものを使用して作成し、入札申込者本人の**印鑑証明書**（発行日から3ヶ月以内のもの）とともに持参してください。

(5) 本書（「平成23年度京丹後市市有地一般競争入札実施要領」）

(6) 身分証明書（運転免許書、パスポート等写真付きのもの）

入札当日、本人確認を行います。

(3) 入札の辞退

- ① 一般競争入札参加申込書を提出後に入札を辞退する場合は、必ず事前に入札辞退の連絡をして下さい。
- ② 入札締切後の入札書又は入札保証金は、いかなる理由があっても引き替えもしくは訂正又は取消しはできませんのでご注意ください。
- ③ 入札開始時刻までに入札会場に入室していない場合は入札を辞退したものととして取扱いますのでご注意ください。

6. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せずに代理人がした入札
- ② 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
- ③ 所定の入札書によらない入札
- ④ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札書による入札
- ⑤ 委任状に押印した代理人印と異なる印鑑を押印した入札書により代理人がした入札
- ⑥ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名若しくはその他主要部分が識別し難い入札書による入札
- ⑦ 入札金額を訂正した入札書による入札
- ⑧ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合のその全部の入札
- ⑨ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ⑩ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑪ その他この要領に違反して行われた入札

7. 落札者の決定

- (1) 入札執行後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、市が定めた売却予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札したものを落札者とします。
 - ② 上記に該当するものが2人以上あるときは、入札後直ちに行うくじ引きにより決定します。
- (3) 落札者が決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を入札者に公表します。

8. 契約の締結等

- ① 売買契約の締結は、平成24年3月5日(月)までのおおむね7日以内を予定しています。
- ② 契約書に貼付する収入印紙代、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者のご負担となります。

9. 売買代金の支払い方法

売買代金の支払いには次の方法があります。

- (1) 一括払い
 - ① 契約書は、「市有財産売買契約書1」(様式6)を使用します。
 - ② 売買契約締結と同時に売買代金の全額をお支払いいただきます。この場合、契約保証金は不要です。
- (2) 契約保証金払い
 - ① 契約書は、「市有財産売買契約書2」(様式7)を使用します。
 - ② 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の1割以上を納付し、残金は、契約締結後20日以内にお支払いいただきます。
 - ③ 期限までに支払われない場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は市に帰属し、お返しすることはできません。
 - ④ 落札者の都合による契約解除の場合も、契約保証金は違約金として市に帰属し、お返しすることはできません。

10. 所有権の移転、物件の引渡し等

- ① 売買物件の所有権は、売買代金の支払い確認後に、買受け人に移転し、所有権の移転と同時に、現状有姿のまま土地の引渡しをします。
- ② 所有権移転登記は市で行い、所有権移転登記完了後、登記完了証をお渡しします。なお、土地所有権の移転登記時に課税される登録免許税又は所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。
また、所有権移転後における地目変更等の登記は、市は一切行いませんので、必要に応じて落札者にて行ってください。

11. 買戻し特約

- ① 売払物件には用途指定条件を担保するため買戻し特約を設定します。

- ② 契約日から 10 年間とし、所有権移転登記と同時に買戻しの特約登記を行います。

1 2. 瑕疵担保責任

売払物件に隠れた瑕疵があっても、本市はその責めを受けないものとします。

1 3. その他の留意事項

- ① 物件は、現状有姿での売払い、引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認し、この実施要領をよく読んでからお申込みください。
- ② 情報公開請求により、入札に参加された方全員の氏名（法人の場合はその名称）を公表する場合があります。
- ③ 市では、購入資金の融資または融資のあっせんは行っておりませんので、購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。
- ④ 建物を建築するにあたっては、建築基準法や京都府条例又は本市条例等の規定の適用がありますのでご留意ください。
- ⑤ 本実施要領の定めのない事項は、地方自治法、同施行令、本市公有財産規則、本市契約規則等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

※ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先

京丹後市 財務部管財・収納課 管財担当
Tel0772-69-0080（内線 1081）

いしだ ゆきまち
石田・行待

京丹後市市有地売払一般競争入札参加申込書（参加証）

京丹後市長 中山 泰 様

平成 24 年 月 日

私は、次の市有地売払の参加資格、制限、内容等を承諾の上申し込みします。

物件	希望物件に○印をして下さい。	所在地	現況地目	面積
1		峰山町丹波小字イナキバ 562-2	宅地	157.01 m ²
2		大宮町口大野小字エノボ 2450 他 1 筆	原野	704.68 m ²
3		久美浜町小字弁才天 1767-7	宅地	320.47 m ²
4		久美浜町小字弁才天 1767-9	宅地	287.05 m ²

■入札保証金免除の方は、入札当日に希望物件に○印がない場合でも応札することができます。

参	申込 （代表 者	住 所	〒
		電話番号	
		ふりがな	
		氏名又は名称 及び代表者名	(共有の場合 持分) 印
以下は、共有で申込みする場合のみ記入してください。			
加	共有者	住 所	〒
		ふりがな	
		氏名又は名称 及び代表者名	(共有の場合 持分) 印
者	共有者	住 所	〒
		ふりがな	
		氏名又は名称 及び代表者名	(共有の場合 持分) 印

◆提出書類◆

◆本書・誓約書（様式2）

◆添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）

○個人の場合「住民票」1通「納税証明書」1通（直近1年）

（外国人の方は、外国人登録原票記載事項証明書）

○法人の場合「資格証明書」1通「納税証明書」1通（直近1年）

（※）資格証明書：法人の登記事項を証明する書類

（法人登記簿抄本、代表者事項証明書等）

※共有名義で入札参加する場合は、共有者全員の住民票が必要です。

受付印	保証金
	要 ・ 免除

受付印が押印されたものが参加証です。入札当日にご持参ください。

京丹後市市有地売払一般競争入札参加申込書（参加証）

記載例

京丹後市長 中山 泰 様

平成 24 年 ● 月 ● 日

私は、次の市有地売払の参加資格、制限、内容等を承諾の上申し込みします。

物件	希望物件に○印をして下さい。	所在地	現況地目	面積
1	○	峰山町丹波小字イナキバ 562-2	宅地	157.01 m ²
2		大宮町口大野小字エノボ 2450 他1筆	原野	704.68 m ²
3		久美浜町小字弁才天 1767-7	宅地	320.47 m ²
4		久美浜町小字弁才天 1767-9	宅地	287.05 m ²

■入札保証金免除の方は、入札当日に希望物件に○印がない場合でも応札することができます。

参 加 者	申 込 代 表 者	住 所	〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地	
		電話番号	0 7 7 2 - 6 9 - 0 0 0 1	
		ふりがな	きょうたんご たろう	
		氏名又は名称及び代表者名	京丹後 太郎 (印) (共有の場合 持分 1/2)	
以下は、共有で申込みする場合のみ記入してください。				
加 者	共 有 者	住 所	〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地	
		ふりがな	きょうたんご じろう	
		氏名又は名称及び代表者名	京丹後 次郎 (印) (共有の場合持分 1/2)	
者	共 有 者	住 所	〒	
		ふりがな		
		氏名又は名称及び代表者名	(共有の場合 持分) 印	

- ◆提出書類◆
- ◆本書・誓約書（様式2）
- ◆添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）
- 個人の場合「住民票」1通「納税証明書」1通（直近1年）
（外国人の方は、外国人登録原票記載事項証明書）
- 法人の場合「資格証明書」1通「納税証明書」1通（直近1年）
（※）資格証明書：法人の登記事項を証明する書類
（法人登記簿抄本、代表者事項証明書等）
- ※共有名義で入札参加する場合は、共有者全員の住民票が必要です。

受付印	保証金
	要 ・ 免除

受付印が押印されたものが参加証です。入札当日にご持参ください。

誓 約 書

私は、京丹後市が実施する「平成 23 年度京丹後市市有地売払い一般競争入札」の申し込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 京丹後市市有地売払い一般競争入札実施要綱第 2 条に記載する事項に該当いたしません。
- 2 入札に際し、平成 23 年度京丹後市市有地一般競争入札実施事務取扱要領、物件調書、現地、市有財産売買契約書、入札物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加いたします。
- 3 落札後速やかに売買契約書を締結いたします。
- 4 入札中は、入札執行者の指示に従います。
- 5 入札参加する物件の活用計画は下記のとおりであり、その活用にあたっては、用途指定条件及び法令上の規制を遵守します。

平成 24 年 月 日

京丹後市長 中山 泰 様

住 所
(所在地)
氏 名
法人名
代表者名

㊟

【共有名義の場合】

共有者の住所
共有者の氏名
法人名
代表者名

㊟

共有者の住所
共有者の氏名
法人名
代表者名

㊟

誓 約 書

私は、京丹後市が実施する「平成 23 年度京丹後市市有地売却一般競争入札」の申し込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 京丹後市市有地売却一般競争入札実施要綱第 2 条に記載する事項に該当いたしません。
- 2 入札に際し、平成 23 年度京丹後市市有地一般競争入札実施事務取扱要領、物件調書、現地、市有財産売買契約書、入札物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加いたします。
- 3 落札後速やかに売買契約書を締結いたします。
- 4 入札中は、入札執行者の指示に従います。
- 5 入札参加する物件の活用計画は下記のとおりであり、その活用にあたっては、用途指定条件及び法令上の規制を遵守します。

◆現段階での具体的な活用計画を簡潔にご記入ください。
 ◆この欄に記入できない場合は、別紙を提出してください。
 (例) 物件 1 については自身及び息子たちの居住用住宅として活用します。

平成 24 年 ○ 月 ○ 日

京丹後市長 中 山 泰 様

住 所 京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地
 (所在地)

氏 名 京丹後 太郎 ㊟
 法人名
 代表者名

【共有名義の場合】

共有者の住所 京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地
 共有者の氏名 京丹後 次郎 ㊟

法人名
 代表者名

 共有者の住所
 共有者の氏名 ㊟
 法人名
 代表者名

記載例

市有地売払一般競争入札保証金返還請求書

平成 23 年 ○ 月 ○ 日

京丹後市長 中 山 泰 様

京丹後市が実施する市有地一般競争入札において、返還事由が生じた時、下記金額のとおり一般競争入札保証金を以下の口座への振込みにより返還していただきますよう請求します。

なお、返還につき、入札終了日に遅れて返還されることについて異議はありません。

請求金額	¥	2	3	0	0	0	0	0	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、平成 22 年度 京丹後市市有地売払一般競争入札

物件番号	1、
物件所在地	峰山町丹波小字イナキバ 562-2

上記の入札に係る入札保証金として

請求者

〒 627-8567

住 所 京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

商号又は氏名

代表者職氏名 京丹後 太郎 印

下記の口座へ振込んで下さい。

金融機関名	(金融機関名)	(支店名)
	京丹後 銀行 信用金庫 信用組合 農 協	杉 谷 本店 支店 出張所
口座番号	普通 当座	1 2 3 4 5 6 7 8
ふりがな 口座名義	きょうたんご たろう 京丹後 太郎	

記載例

入 札 書

物 件 番 号	1									
物 件 所 在 地	峰山町丹波小字イナキバ 0000-0									
入 札 金 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	壺	円
		¥	0	0	0	0	0	0	0	

注. 金額は算用数字（1, 2, 3,）にて記入し、金額の最初には必ず¥を記入して下さい。

上記のとおり、平成 23 年度京丹後市市有地売払一般競争入札実施要領の内容を承諾の上入札します。

平成 24 年 ○ 月 ○ 日

住 所 京丹後市峰山町
氏 名 京丹後 太郎 ⑩

京丹後市長 中 山 泰 様

- 備考
1. 入札書に、住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名）及び入札金額を記載し、押印の上、封筒などに入れずにそのまま入札箱に投函してください。
 2. 入札金額の訂正はできませんので、訂正される場合は新しい入札書に再度記入してください。

委 任 状

私は

㊞をもって代理人と定め、京丹後市が実施する平成 23 年度京丹後市市有地売払一般競争入札に参加するに当り、下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札及び契約説明会に関する一切の権限

物件番号

物件所在地

委任期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

住 所
委任者

㊞ (実印)

住 所
受任者

㊞

- 備考
1. A 4 版とします。
 2. 委任状は、当事者双方の連署がなければ効力なきものとします。
 3. 委任者は実印にて押印し、印鑑証明書 (3 ヶ月以内) 1 通を必ず添付して下さい。

委 任 状

私は

京丹後市花子^①をもって代理人と定め、京丹後市が実施する平成22年度京丹後市市有地売払一般競争入札に参加するに当り、下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札及び契約説明会に関する一切の権限

物件番号 1

物件所在地 峰山町丹波小字イナキバ 0000-0

委任期間 平成24年2月24日から
平成24年3月 6日まで

平成24年 ○ 月 ○ 日

住 所 京丹後市峰山町杉谷889番地
委任者 京丹後 太郎 ① (実印)

住 所 京丹後市峰山町杉谷889番地
受任者 京丹後 花子 ①

- 備考
1. A4版とします。
 2. 委任状は、当事者双方の連署がなければ効力なきものとします。
 3. 委任者は実印にて押印し、印鑑証明書(3ヶ月以内)1通を必ず添付して下さい。



市有財産売買契約書

売渡人 京丹後市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、○○○, ○○○円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲が指定する期日までに、甲が発行する納入通知書により一括して支払わなければならない。

2 乙は、売買代金の支払を遅延したときは、支払い期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、売買代金の額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料を支払わなければならない。この場合における年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに移転する。

2 売買物件は、前項の規定により所有権が乙に移転した時に引き渡しがあったものとする。

（売買物件の登記）

第7条 所有権移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、速やかに乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（かし担保）

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（危険負担）

第9条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

（用途制限等）

第10条 乙は、本物件を次の各号に掲げる用途に使用してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗

関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反する用途

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途

(4) その他売払物件の用途として適当でないと市長が特に指定する用途

2 乙は、売買物件について所有権を移転し又は権利を設定する場合には、その残存期間について、前項の用途の制限を継承させなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、第10条に規定する用途制限に関し、その履行状況を確認するため、随時に実施調査を行い、又は乙から必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなく前項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除し売買物件を買い戻すことができる。

2 甲は、前項の買い戻しを付記登記するものとする。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(買戻特約の解除及び登記)

第14条 乙は、買戻期間満了後、甲に対し買戻特約の解除を申請することができるものとし、甲はその申請により速やかに買戻権抹消登記を嘱託するものとする。この場合に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が、売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時に時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 第12条の規定により契約が解除され又は本契約に定める義務を履行

しないため甲に損害が生じたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の経費は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第21条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 京丹後市峰山町字杉谷889番地
氏名 京丹後市
市長 中山 泰 印

乙 住所 京丹後市 番地
氏名 印

物件の表示

所在地	区分	数量	備考
		m ²	



市有財産売買契約書

売渡人 京丹後市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲は、その所有する末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金○○○, ○○○円とする。

（契約保証金）

第 4 条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として、金○○○, ○○○円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が第 5 条に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

4 甲は、乙が第 5 条に定める義務を履行しないため、第 12 条の規定により契約を解除するときは、第 1 項に定める契約保証金の全額を違約金として、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

（代金の支払）

第 5 条 乙は、売買代金のうち前条第 1 項に定める契約保証金を除く金○○○, ○○○円を、甲が発行する納入通知書により、指定期日までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項の売買代金の支払を遅延したときは、支払い期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、売買代金の額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料を支払わなければならない。この場合における年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに移転する。

2 売買物件は、前項の規定により所有権が乙に移転した時に引き渡しがあったものとする。

（売買物件の登記）

第 7 条 所有権移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（かし担保）

第 8 条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(危険負担)

第9条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲のせめに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(用途制限等)

第10条 乙は、本物件を次の各号に掲げる用途に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反する用途
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
- (4) その他売払物件の用途として適当でないと市長が特に指定する用途

2 乙は、売買物件について所有権を移転し又は権利を設定する場合には、その残存期間について、前項の用途の制限を継承させなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、第10条に規定する用途制限に関し、その履行状況を確認するため、随時に実施調査を行い、又は乙から必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなく前項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除し売買物件を買い戻すことができる。

2 甲は、前項の買い戻しを付記登記するものとする。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(買戻特約の解除及び登記)

第14条 乙は、買戻期間満了後、甲に対し買戻特約の解除を申請することができるものとし、甲はその申請により速やかに買戻権抹消登記を囑託するものとする。この場合に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が、売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時に時価により減損額に相当する金額を

甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 第12条の規定により契約が解除され又は本契約に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の経費は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)


第20条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。


(疑義の決定等)

第21条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 京丹後市峰山町字杉谷889番地
氏名 京丹後市
市長 中山 泰 

乙 住所 京丹後市 番地
氏名 

物件の表示

所在地	区分	数量	備考
		m ²	